

中小事業主【労災保険の特別加入】事務手続きを代行・サポートします！

本来ならば、お電話で趣旨のご説明と思いましたが、あなた様の貴重なお時間を無駄にするわけにもいかず、取り急ぎファックスにてご連絡をいたしました。ご無礼のほど、お許し願います。

社長、役員の皆様が仕事中のケガをした場合に備えた、一步先の補償のお知らせです。企業では雇っている従業員について、労働保険は必ず加入しなければなりません。しかし、「中小事業主」「法人の役員」「家族従事者」は、労災保険に加入できません。なぜならば、労働者ではないからです。

事業主や役員の皆様が安心して治療に専念できる制度が労災保険特別加入制度です。東京パートナーズが事務手続きを代行・サポートします。

東京パートナーズへご入会いただく5つのメリット



特別加入申請の2つの要件は？

- ☒ ①労働者と雇用関係（労働契約）が成立していること（成立見込みも含む）
- ☒ ②労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること

※東京パートナーズは、貴社が両方の要件を満たすようサポートします。

入会金は0円、月額会費は5,000円（従業員数10人以内）からです。

労働保険の年度更新・雇用保険の手続き（資格取得、資格喪失、離職票）も対応します。

今なら、平成30年11月15日までに資料請求後、ご加入の場合、月額会費2か月分を**無料**とさせていただきます。

■【労災保険の特別加入】における資料請求、FAXでお問い合わせ・お申し込み

下記へご記入後、今すぐFAX **03-5784-0121(24時間受付)**

御社名	ご担当者さま
ご住所 〒	
TEL	業種
☐ 資料（無料）希望 ☐ 送信停止：FAX番号	

【お問い合わせ】03-5784-0120 月曜日から金曜日 9:00～17:00 担当：前園、高山
高山社会保険労務士事務所 <http://www.lroumshi.com/>
東京パートナーズ <http://takayama-sr.com/>